

—— 来年4月1日から ——

介護保険制度

介護サービスの あれこれ



介護サービスの利用額

介護サービスを受けるかたは、その費用の1割を自己負担していただきます。サービスを受けた際にサービス機関に対して費用の1割を支払っていただくこととなります。また、一度全額自己負担していただかなければならないサービスについては申請していただいたあとで市から9割分が支給されます。

負担額が高額になった場合

1割の利用者負担額が著しく高額になった場合には、申請していただくことによって一定額を越えた分があとで返還されます。この一定額は所得別に区分されており、世帯合算で計算されます。

保険の利用額には 上限があります

介護度ごとに、保険を使える範囲には上限があります。詳しくは下の表をご覧ください。

- 1割負担が
 - ・ 老齢福祉年金受給者のかた 一万五千元
 - ・ 市民税非課税世帯のかた 二万四千六百元
 - ・ 低所得者以外のかた 三万七千二百円
- を越えた分が返還されます。
※金額は今後変更される場合があります。

★要介護3のサービス利用例

自宅への訪問サービスに重点をおいた場合(訪問型)

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問看護	通所介護または通所リハビリテーション	訪問介護	訪問介護	通所介護または通所リハビリテーション	訪問介護	訪問介護
午後	訪問介護(巡回型)	訪問介護(巡回型)	訪問介護(巡回型)	訪問介護(巡回型)	訪問介護(巡回型)	訪問介護(巡回型)	訪問介護(巡回型)

短期入所 6カ月に3週
福祉用具貸与 車いす、特殊寝台、マットレス

在宅で受けられるサービスの利用額 (要支援・要介護1~5と判定されたかたが利用できます)

状態区分	認定の基準 (あくまでもめやすです)	在宅サービスの水準	上限額(平均利用額)	自己負担
要支援	要介護状態ではないが、生活するうえで一部介助が必要な場合や、失われた能力を取り戻すような支援が必要な場合など	機能訓練のために週2回の通所サービスが利用できる水準	6.4万円/月	利用額の1割
要介護1	立ち上がり・歩行などに不安定さがみられ、排せつ・入浴などに部分的介助を要する	毎日なんらかのサービスを利用できる水準	17.0万円/月	
要介護2	立ち上がり・歩行などが自力ではできない場合が多く、排せつ・入浴などに部分的または全面的な介助を要する	週3回の通所サービスを含め、毎日なんらかのサービスが利用できる水準	20.1万円/月	
要介護3	立ち上がり・歩行などが自力ではできず、排せつ・入浴などに全面的な介助を要する	夜間(または早朝)の巡回訪問介護を含め、1日2回のサービスが利用できる水準	27.4万円/月	
要介護4	日常生活を行う能力がかなり低下しており、全面的な介助が必要な場合が多い。尿意・便意がみられなくなる場合もある。	夜間(または早朝)の巡回訪問介護を含め、1日2~3回のサービスが利用できる水準	31.3万円/月	
要介護5	日常生活を行う能力が著しく低下しており、全面的な介助が必要である。意思の伝達がほとんどまたはまったくできない場合が多い。	早朝、夜間の巡回訪問介護を含め、1日3~4回程度のサービスが利用できる水準	36.8万円/月	

施設で受けられるサービスの利用額 (要介護1~5と判定されたかたに限り。また介護度ごとに利用額が異なります)

状態区分	施設名	平均利用額(月額)	自己負担の平均額(月額)
要介護1~5	介護老人福祉施設 (食費を含みます)	32.5万円	5.1万円
	介護老人保健施設 (食費を含みます)	35.4万円	5.3万円
	介護療養型医療施設 (食費を含みます)	43.1万円	6.1万円